

事務連絡  
令和8年9月8日

一般社団法人 全国植物検疫協会  
専務理事 君島 悦夫 殿

消費・安全局植物防疫課  
課長補佐（輸入検疫班担当）

アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則の改正に伴う鑑識板の性能確認済の表示の更新時期について

アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則（昭和54年6月30日付け54農蚕第4497号農蚕園芸局長通達）について、令和8年8月13日付け8 消安第2277号にて一部を改正いたしました。

当該細則の改正では、4（4）に規定されている鑑識板の性能確認済表示を米国側確認表示に変更したところですが、今般、アメリカ合衆国側より2024年及び2025年の鑑識板については、性能確認済の表示が抹消されるまでの間（有効期限）は従前の表示を使用したいと要請がありました。

については、下記のとおり2024年及び2025年の鑑識板については旧様式の性能確認済表示を認めることとしましたので、貴協会会員への周知をお願いいたします。

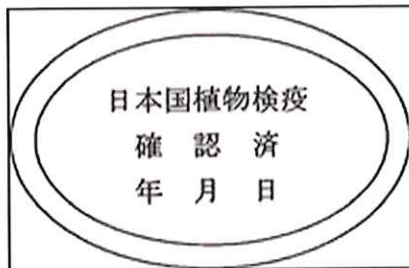
今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。

## 記

### 1. 2024年及び2025年の鑑識板について

2024年及び2025年の鑑識板に押印されている性能確認済の表示については、実施細則改正前の旧様式（図1）が使用されます。

実際の鑑識板及び性能確認済印は（図2）をご確認ください。



（図1）



（図2）

### 2. 2026年以降の鑑識板について

2026年以降に製造される鑑識板については、実施細則4 鑑識板（4）で規定している以下ア及びイを満たす表示（図3）が使用されます。

実際の鑑識板及び性能確認済印は（図4）をご確認ください。

ア 植物防疫機関による表示：APHIS VERIFIED

イ 鑑識板の性能を確認した年月日（例：Apr-01-2026）



（図3）



（図4）